

Q599. 労働者が10人未満であれば就業規則を作成しなくても良いですか。

労基法上、就業規則の作成義務、労基署への届出義務が課されているのは労働者が10人以上の場合です。労働者が10人未満であれば就業規則の作成義務はありません。

しかし、労働者を懲戒処分する場合や出向させる場合などの企業の人事権を有効に行使するためには、企業規模に関わらず、就業規則で根拠となる規定を定め、周知しておく必要がありますので、労働者が10人未満の場合であっても、就業規則を作成することをお勧めします。

弁護士法人四谷麴町法律事務所
勤務弁護士作成